

2021年4月1日 制定

2021年11月1日 改定

確認検査業務手数料規程 第20条確認検査申請手数料を増額に関する附則

確認検査業務手数料規程 第20条において規定する確認検査申請手数料を増額するための要件について、以下の通り定める。

1. (別表第1) 建築物「200,000 m²を超えるもの」

1-1. 建築確認・計画変更の確認

200,000 m²を超える建築物の手数料は、3,000,000 円 + 100,000 円 × 延べ面積※10,000 m²毎とする。

1-2. 完了検査(中間検査あり)

200,000 m²を超える完了検査(中間検査あり)の手数料は、1,400,000 円 + 30,000 円 × 延べ面積※10,000 m²毎とする。

1-3. 完了検査(中間検査なし)

200,000 m²を超える完了検査(中間検査なし)の手数料は、1,600,000 円 + 40,000 円 × 延べ面積※10,000 m²毎とする。

※：200,000 m²を超える床面積を指す